

## 農村集落における組費賦課の一事例

誌名	愛媛県農業試験場研究報告 = Bulletin of the Ehime Agricultural Experiment Station
ISSN	03887782
巻/号	22
掲載ページ	p. 43-46
発行年月	1982年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat





従前は、集落を運営する組費と水利費は一括して賦課徴収していたが、昭和30年代後半からの農家の急激な兼業化に伴い、組費賦課の計算に多くの日時を費すことが、部落役員の負担となって来たため、部落協議にかけて営利的色彩の濃い水利費の賦課は各水利組合毎に独自で行なうよう分離した。ただ、梅ヶ市水利組合は部落の大半の水田と住民の生活用水の水路を管理しているので、組費賦課計算の一項に入れている。

なお、組費算出の仕組みは図-1のとおりで、手順は次のようになっている。

### 1. 土 木

土木の収入は、昭和14年に林道を改修した際、部落協議の結果設定した則之内区道路使用にかかわる規定<sup>3)</sup>によって定められており、私有林を売却した場合、売却金額の $\frac{50}{1,000}$ を積立て、出荷終了後に使用した道路を修繕した上、区長の検査を受けその上で積立金は返えされるが、このとき積立金の $\frac{1}{10}$ は道路使用料として部落へ納入することになっている。しかし、最近林木の売買例は殆んど無い。

支出は、主として農道と橋の補修に要する費用で、①区内有役道の補修の場合は出役賃と補修材料費の20%、②農道舗装の場合はその材料費の20%を部落が負担する。③橋の場合はその部費協議し、決定した額を部落で負担するが、これは道路と違って橋が無ければ通交できないため特別な扱いとしているものである。

この土木関係の差引残高は、図の仕組みで、戸持ち(均等割)30%、全耕作面積割70%に按分して賦課する。

### 2. 戸持ち(均等割)

戸持ちは、部落内に住居を構える者に対し均等に賦課するもので、その項目は次のとおりである。

#### A, 収入の部

- (1)貯金利子
- (2)公民館使用料(個人の冠婚葬祭、業者の展示会等の利用の場合)
- (3)納税奨励金
- (4)区内電柱敷地料
- (5)区有地定米
- (6)常会不参金
- (7)梅ヶ市水利組合からの納入金
  - ①永野・一ヶ谷部落からの水利余内の50%
  - ②井手堀出役不参金の50%
- (8)その他(一般生活関係の収入)

#### B, 支出の部

- (1)公民館維持費
 

電気代、電話代、水道代、ガス代、暖房用灯油代、

- トイレトペーパー代、汲取代、建物共済掛金等、
- (2)公民館活動費

老人クラブ助成金、愛護班助成金、小学校運動会慰労会費、則之内東公民館(3部落総括公民館)運営負担金等

#### (3)祭礼費

- ①氏之宮の部(御供物代、御供米代、神職謝礼等)
- ②祭礼諸給費の部(土用祈禱費、山之神通夜費、秋祭費、共同墓地通夜費等)

#### (4)部落運営費

区内土木費の30%、区役員給与の50%、公民館諸手当(マイク、鍵保管手当)の50%、区割費(筆墨費を含む)組費集金手当の50%、農事会、役員慰労会費(2年に1回)の50%等

#### (5)その他

消防助成金、区内街灯電気代、その他等  
梅ヶ市水路井手堀費の50% (梅ヶ市水利組合へ)

収入のうち、梅ヶ市水利組合からの納入金は、隣部落からの水利余内と部落総出で行なう水路の溝さらえ作業出役不参金のそれぞれ半額で、水利組合が独立した際、部落行事として行なう溝さらえ作業の費用の半額を、部落から支出し、その反対給付として部落が受け取ることになっているもので、以前は全額を部落の収入としていたものである。

隣部落(永野・一ヶ谷)からの水利余内は、明治33年に余水の貰受けと余内として米6斗を渡す定約証書<sup>4)</sup>が、両部落の総代間で取りかわされ、それ以後継承されているが、昭和9年には、明治33年の米6斗を切樹2石に改定<sup>5)</sup>し、さらに翌10年に、この余内米は小粒の3等格として毎年12月30日までに則之内区長の手許まで送付する<sup>6)</sup>よう取り決められた。

その後、この取り決めは、社会制度の変遷等に伴い、昭和28年に代表者協議によって、1ヶ年総額5,000円に改訂<sup>7)</sup>している。

### 3. 全耕作面積割

全耕作面積割は、農家の耕地面積に対して賦課するもので、区外に住んでいても則之内区に耕地を有する者はこれを負担する。その項目は次のとおりである。

#### A, 収入の部

- (1)水田利用再編対策補助金
- (2)各種作物(米、麦、大豆)奨励金
- (3)共済組合連絡員および共同防除班長手当
- (4)その他(農業生産関係の収入)

#### B, 支出の部

- (1)共済組合連絡員給与
- (2)部落運営費



様相を呈し、都市化の影響を受けてくると失なわれ勝ちであるが、愛媛県温泉郡川内町大字則之内部落は、住民の長年にわたる体験と生活の知恵から、一部を戸持ち(均等割り)と残りを全耕作面積割りとする組費の賦課方法を採用した、見事な経理方式によって、住民の平等性の原則を貫き、自分達の集落を素晴らしい人間共存の場として受け継いでいる。

#### Ⅳ 引用資料・文献

1) 農林統計調査 (1980) : Vol. 30, No. 12, 14

- 2) 則之内区 (1980) : 昭和55年人別名寄帳
- 3) ——— (1939) : 昭和14年造林規約
- 4) ——— (1900) : 明治33年定約証書
- 5) ——— (1934) : 昭和9年、則之内中組部落より永野・一ヶ谷部落へ送水する申合せ書
- 6) ——— (1935) : 昭和10年定約書
- 7) ——— (1953) : 昭和28年約定証
- 8) 掘川静一 (1981) : いまこそ農民自身が責任ある行動を、農業と経済, Vol. 47, No. 1. 18

### A Case of Imposing the Group Dues in the Farming Village

Takeyoshi KONDO

#### Summary

The farming village plays a particular role as an endmost system of a public administration and harmonious management of that consists on the basis of equality in daily life among the inhabitants.

This equality among them in the village is apt to be lost because the farming village has shown an aspect of many kinds of people living in and has been affected by cities of late years, however, those who live in Sunouchi-village in Kawauchi-chō, Onsen-gun, Ehime, succeed their village as a wonderful and coexistent place of mans, keeping the principle of equality among them for a long time, experience and wisdom of living, in other words, by a skillful form of management which is adopted the method of imposing some of the group dues on them equally and imposing the rest in proportion to the area of their own farm land.